

調剤報酬点数表

2026年6月改訂

調剤技術料

調剤基本料

調剤基本料	1	処方箋受付1回につき	47点	
	2		30点	
	イ		・かかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない場合は100分の50	25点
	3		・複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受付けた場合、受付が2回目以降は100分の80	20点
特別調剤基本料	八	薬学総合体制加算・後発医薬品体制加算、バイオ後続品調剤体制加算および在宅	37点	
	A		薬学総合体制加算は所定点数の100分の10	5点
分割調剤	B		3点	
		長期投薬に係る処方せんを分割調剤した2回目以降	5点	
		後発医薬品に係る処方せんを分割調剤した2回目以降	5点	
地域支援・医薬品供給対応	1	処方箋受付1回につき	27点	
	2		59点	
	3		67点	
	4		37点	
	5		59点	
連携強化加算			5点	
バイオ後続品調剤体制加算		インスリン製剤を除くバイオ後続品を調剤した場合	50点	
在宅薬学総合体制加算	1	在宅の処方箋受付1回につき	30点	
	2	イ	単一建物居住者が1人の場合に該当する在宅患者の処方箋受付1回につき	100点
	ロ	2イ以外の在宅患者の処方箋受付1回につき	50点	
電子的調剤情報連携体制整備加算		月1回	8点	
門前薬局等立地依存減算		処方箋受付1回につき	▲15点	

薬剤調整料

内服薬		1剤につき（3剤まで）	24点	
内服用滴剤		1調剤につき	10点	
屯服薬		処方せんの受付1回につき	21点	
浸煎薬		1調剤につき（3調剤まで）	190点	
湯薬	1調剤につき（3調剤まで）	7日分以下の場合	190点	
		8日分以上28日分以下の場合	7日目以下の部分 8日目以上の部分（1日分につき）	190点 10点
		29日分以上の場合	400点	
注射薬		処方せんの受付1回につき	26点	
外用薬		1調剤につき（3調剤まで）	10点	
麻薬加算		1調剤につき	70点	
向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算		1調剤につき	8点	
時間外加算		薬局の通常開局時間外で、閉局後から午後10時まで及び午前6時から開局時間まで	100/100	
休日加算		日・祝日、年末・年始で、深夜（午後10時から午前6時まで）を除く	140/100	
深夜加算		午後10時から午前6時まで	200/100	
夜間・休日等加算		処方せんの受付1回につき	40点	
無菌製剤処理加算	注射薬	中心静脈栄養法用輸液（15歳以上、成人） 1日につき	69点	
		〃（15歳未満の小児） 1日につき	237点	
		抗悪性腫瘍剤（15歳以上、成人） 1日につき	79点	
		〃（15歳未満の小児） 1日につき	147点	
		麻薬（15歳以上、成人） 1日につき	69点	
		〃（15歳未満の小児） 1日につき	137点	
自家製剤加算	内服薬	錠剤・丸剤・カプセル剤・散剤・顆粒剤・エキス剤（7日ごと端数を増すごとに）	20点	
	屯服薬	錠剤・丸剤・カプセル剤・散剤・顆粒剤・エキス剤（1調剤につき）	90点	
	内服薬・頓服薬	液剤（1調剤につき）	・錠剤を分割した場合は100分の20 45点	
	外用薬	錠剤・トロイ散剤・軟膏剤・硬膏剤・パップ剤・リメント剤・坐剤（1調剤につき）	・予製剤による場合は100分の20	90点
		点眼剤・点鼻剤・点耳剤・洗腸剤（1調剤につき）		75点
		液剤（1調剤につき）		45点
計量混合調剤加算	内服薬・頓服薬	液剤（1調剤につき）	35点	
		散剤・顆粒剤（1調剤につき）	・予製剤による場合は100分の20 45点	
	外用薬	軟膏剤・硬膏剤（1調剤につき）	80点	

その他

薬剤料			薬価
特定保険医療材料			材料価格
調剤ベースアップ評価料		処方箋受付1回につき	4点
調剤物価対応料		3月に1回	1点

調剤報酬点数表

2026年6月改訂

薬学管理料

調剤管理料

調剤管理料	1	内服薬（内服用滴剤・浸煎薬・湯薬・屯服薬除く） 1剤につき（3剤まで）	28日以上の場合	60点
	2	1以外の場合	27日以下の場合	10点
調剤時残薬調整加算	イ	在宅患者の残薬について処方箋交付前に処方医に相談し、処方に係る提案が反映された場合		50点
	ロ	在宅患者に対して調剤日数の変更が行われた場合（イ以外の場合）		50点
	ハ	かかりつけ薬剤師による照会の結果、調剤日数の変更が行われた場合		50点
	ニ	イからハまで以外の場合		30点
薬学的有害事象等 防止加算	イ	在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された場合（残薬調整以外）		50点
	ロ	在宅患者について処方に変更が行われた場合（イ以外の場合）		50点
	ハ	かかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合		50点
	ニ	イからハまで以外の場合		30点

服薬管理指導料

服薬管理指導料	1	イ	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者に対して行った場合	かかりつけ薬剤師が行った場合	45点
		ロ	た場合	イ以外の場合	45点
	2	イ	1の患者以外の患者に対して行った場合	かかりつけ薬剤師が行った場合	59点
		ロ		イ以外の場合	59点
	3		介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問して行った場合		45点
	4	イ	情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合	原則3月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合	45点
		ロ		在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合	59点
		ハ		ロのうち、患者の状態の急変等に伴って行った場合	59点
ニ		イからハまで以外の場合		59点	
麻薬管理指導加算		麻薬の調剤時		22点	
特定薬剤管理指導加算	1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品について	新たに処方された場合	10点	
		抗悪性腫瘍剤の服薬状況等を保険医療機関に情報提供した場合（月1回）	薬剤師が必要と認めて指導を行った場合	5点	
	3	イ	医薬品リスク管理計画に基づく指導について対象医薬品の最初の処方時1回まで		5点
		ロ	選定療養（長期収載品の選択）等の説明について対象医薬品の最初の処方時1回まで		10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児		12点	
小児特定加算		18歳未満の医療的ケア児		350点	
吸入薬指導加算		吸入薬の指導および医療機関へ情報提供した場合（6月に1回）		30点	
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師が電話等により必要な指導等を行った場合（3月に1回）		50点	
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して指導および医療機関へ情報提供した場合（6月に1回）		230点	

外来服薬支援料

外来服薬支援料	1	服薬管理を支援した場合（月1回）		185点	
	2	イ	多種類の内服薬の一化及び必要な服薬指導をした場合	42日以下の場合（7日または端数を増すごとに）	34点
				43日以上の場合	240点
施設連携加算		特別養護老人ホームの施設職員と協働した服薬管理・支援を行った場合（月1回）		50点	
服用薬剤調整支援料	1	6種類以上の内服薬のうち2種類以上が減少し、かつその状態が4週間継続した場合（月1回）		125点	
	2	かかりつけ薬剤師が複数医療機関より6種類以上の内服薬がある患者に対して必要な処置を行った場合		1,000点	
服薬情報等提供料	1	イ	医療機関の求めに応じて情報提供した場合（月1回）	30点	
		ロ	保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合	20点	
	2	ロ	リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合	20点	
		ハ	介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合	20点	
	3	医療機関の求めに応じて入院予定患者の情報提供した場合（3月に1回）		50点	
調剤後薬剤管理指導料	1	糖尿病患者に対して行った場合（月1回）		60点	
	2	慢性心不全患者に対して行った場合（月1回）		60点	
経管投薬支援料		胃瘻・腸瘻による経管又は経鼻経管投薬患者に対して簡易懸濁法に関して必要な支援を行った場合（初回のみ）		100点	

在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤 管理指導料	1	単一建物診療患者が1人		650点
	2	単一建物診療患者が2～9人		320点
	3	1及び2以外の場合		290点
麻薬管理指導加算		麻薬の調剤時		100点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児		100点
小児特定加算		18歳未満の医療的ケア児		450点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		医療用麻薬持続注射療法を行っている場合		250点
在宅中心静脈栄養法加算		在宅中心静脈栄養法を行っている場合		150点

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤 管理指導料	1	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うもの場合		500点
	2	1以外の場合		200点
麻薬管理指導加算		麻薬の調剤時		100点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児		100点
小児特定加算		18歳未満の医療的ケア児		450点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		医療用麻薬持続注射療法を行っている場合		250点
在宅中心静脈栄養法加算		在宅中心静脈栄養法を行っている場合		150点
夜間・休日・深夜訪問加算	イ	末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間訪問	400点
	ロ		休日訪問	600点
	ハ		深夜訪問	1000点

在宅患者緊急時等共同指導料

在宅患者緊急時等共同指導料		医師と共同で緊急訪問した場合、1回につき（月2回まで）		700点
麻薬管理指導加算		麻薬の調剤時		100点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児		100点
小児特定加算		18歳未満の医療的ケア児		450点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		医療用麻薬持続注射療法を行っている場合		250点
在宅中心静脈栄養法加算		在宅中心静脈栄養法を行っている場合		150点
退院時共同指導料		入院中1回に限り（特定疾病は2回）		600点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止	残薬調整に係るもの以外の場合			40点
	残薬調整に係るもの場合			20点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導（初回のみ）		230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		保険医と同時に訪問し必要な指導等を行った場合（6月に1回）		150点
複数名薬剤管理指導訪問料		他の職員とともに複数名で訪問し必要な指導等を行った場合		300点